## 『若者目線で農業再発見』 ~ファーマーズフォーラム2019を開催します~

農業の魅力や働きがいについて考え るとともに、市の活性化および農業の 再生を図るため、下記のとおり開催しま す。今回のフォーラムでは、法人を設立 し認定農業者として農業経営に取り組 む先輩農業者にご講演いただき、グルー プに分かれ意見交換を行ってもらいま す。農業に興味がある方は奮ってご参加 ください。

## 開催日時 9月6日(金)

9時00分~12時20分

(受付は8時30分~)

開催会場 寒川庁舎3階会議室

(寒川町石田東甲935番地1)

【問】農業委員会事務局 **☎**(087)894-9212

## 高めよう!地域協働の力! 多面的機能支払制度に取り組んでみませんか?

#### 多面的機能支払制度とは?

農業・農村の有する多面的機能の維 持・発揮を図るため、農地の草刈りや水 路の泥上げなど、地域の共同活動に対 して、交付金による支援を行います。

## 交付金の対象となる活動内容

- ・農地維持・・農地、ため池法面草刈、水 路泥上、農道の路面維持等の活動等
- ·共同活動··水路、農道、ため池の軽微 な補修、植栽による景観形成の活動等
- ·長寿命化··農業施設(農道、水路等)の 長寿命化の活動

## 制度に取り組む条件

- ・ 賛同者による活動組織の結成
- ・5年間、活動を継続すること 等

活動内容や条件の詳細については、農

【問】農林水産課 ☎(087)894-1116

林水産課までお問い合わせください。

# 敬老祝金について

市では、多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者へ敬意をあらわすため、 敬老祝金(下記の金額に相当するさぬき市共通商品券)を支給します。

受給資格等:市内に引き続き1年以上居住している方で、次の表に掲げるとおりです。

年 齢	対象者	金額
80 歳(傘寿)	昭和13年9月16日~ 昭和14年9月15日	2,500円
88 歳(米寿)	昭和5年9月16日~ 昭和6年9月15日	5,000円
99歳(白寿)以上	大正9年9月15日以前に 生まれた方	7,500円

支給日は、下記日程表のとおりです。(お住いの住所地でお受け取りください。)

	支 給 日	支給場所
津田地区	9月20日(金) 9:00~16:00	津田出張所
大川地区	9月20日(金) 9:00~16:00	大川出張所 (旧大川支所北側)
寒川地区	9月24日(火) 9:00~16:00	寒川庁舎 (1 階 長寿介護課)
長尾地区	9月25日(水) 9:00~16:00	長尾公民館
志度地区	9月26日(木) 9:00~16:00	市役所本庁 (1 階 市民ホール)

※対象となられる方には、9月12日頃に支給案内のはがきを送付いたします。

※代理の方が受け取る場合は、支給案内のはがき、代理人の印鑑、代理人の本人確認が できるもの(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。

## ※【上記の支給日に受け取りに来られない場合】

支給日後は、津田・大川・寒川・長尾地区の方は、寒川庁舎(1階長寿介護 課)に10月10日(木)までにおこしください。

志度地区の方は、9月27(金)・30日(月)は市役所本庁(1階生活環境課)、10月1 日(火)からは寒川庁舎(1階長寿介護課)に10月10日(木)までにおこしください。

※支給時間は、平日の8時30分~17時15分です。

【問】長寿介護課 ☎(0879)26-9904

# さぬき市まちづくり寄附に 対する返礼品事業者 募集説明会を開催します

さぬき市まちづくり寄附をしていただ いた方に、お礼として贈呈する特産品や サービスを提供していただける事業者 を募集します。

まちづくり寄附(ふるさと納税)の返 礼品のご提供は事業者の皆さん、自ら の生産物や製品の販路拡充やPR手段 の一つとなりますので、奮ってご応募く ださい。

ついては、説明会を下記のとおり開催 しますので、ご参加ください。

【開催日時】 9月19日(木)

13時30分~14時30分

【開催場所】 さぬき市役所

附属棟多目的室

※参加には申込みが必要です。募集する 事業者、返礼品の要件など詳しくは、 市HPをご覧になるか、総務課までお 問い合わせください。

【問】総務課 ☎(087)894-1111

# 農業用ため池の 届出制度が始まります

農業用ため池の情報を適切に把握 し、決壊による災害を防止するため、 「農業用ため池の管理及び保全に関す る法律」が制定されました。

これにより、農業用ため池の所有者 や管理者の方は、ため池に関する情報 を届け出る必要があります。

## Q 届出が必要となるため池は?

- A 農業用に利用される全てのため池 です。
  - 行政機関が所有するため池は、 届出の対象外です。
  - ※ 現在農業用に利用されていない ため池でも、過去に農業用に利用 されていたため池は、届出が必要 です。

## Q 届出をすべき人は?

A 農業用ため池の所有者または管理 者です。

### Q 届出先は?

A 農林水産課へ届出してください。

【問】農林水産課 ☎(087)894-1116